

インドの農地改革の評価をめぐって --社会正義実現と経済性重視の狭間で--

著者	井上 恭子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	43
号	8
ページ	24-40
発行年	2002-08
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/91

インドの農地改革の評価をめぐって

——社会正義実現と経済性重視の挟間で——

いの うえ きょう こ
井 上 恭 子

- はじめに
I 農地改革の経緯と概要——1960年代前半までの改革——
II 1970年代以降の農地改革
III 1970年代の農地改革の評価
IV 新しい農民運動と農地改革
おわりに

はじめに

農地改革は、1947年のインド独立後の重要な政治課題であった。農地改革をとおして、農業生産の拡大、貧困問題への取り組み、所得と富の不均衡への対策などが検討され、農地改革は社会正義実現のための革新的な制度改革として位置づけられてきた。そのような構想の背景には、国家主導の経済開発理念への信頼が一方に、他方には生計を農地に依存する莫大な農村人口の存在と農地の不均衡な配分という現実への対応の必要性があった。

政府は農地改革を、農地所有構造を変えることで農村の富の偏在を緩和し、社会的不平等の解消を可能とする政策と位置づけた。農地が、実際には耕作しない少数者に所有され、借地人・農業労働者が農地を耕作し、地主による借地人・農業労働者の搾取は日常で、しかも彼らには代替の雇用機会がないという認識があり、

これに対処する必要があった。さらに、このような農地所有構造が理由で、農地の生産性が低く、収益性が低いと理解された。不在地主・不耕作地主は農業への投資に積極的でなく、そのことで農地の生産性が下がるという理解である。したがって農地改革は農村社会改革であるとともに農業生産の改善に結びつく措置であるとして、政府は農地改革を正当化し法的措置をとった [Joshi 1971; 1987; Thorner 1956; Thorner and Thorner 1962; Appu 1996; 浜口 1972; 大内 1982]。

インド政府は独立後、農村の土地所有関係を変えるため農地改革でいくつかの措置をとった。農地改革の内容はおもに次の3点、(1)植民地時代に発展したザミンダリー制度^(注1)に代表される封建的・半封建的土地権益保有制度の廃止、(2)不在地主の排除と借地人の保護、(3)農地所有制限設定と制限を超えた土地の土地なし農民への分配、である。(1)としてまず1950年代に、封建的大土地所有制度を撤廃し、自作農化を進めた。(2)は1950年代に一部の州で進められたものであるが、70年代の農地改革で借地耕作制度に手が加えられ、借地権が保証され、また一部では借地制度そのものが禁止された。(3)も1960年代前半に一部で試みられた経緯をもつが、70年代の農地改革で、農地所有上限が設定され、

上限を超えた土地は接収され、接収地つまり余剰地が農村の社会・経済的弱者に分配された。農村対策としてはこの他に、債務労働制度の禁止、最低賃金制度の導入、さらには農村貧困層向けの宅地・住宅供給なども1970年代に実施された。

農地改革に関するこのような方向づけは、1980年代から徐々に、その後とくに91年の経済改革以降の経済環境変化により、大きな揺れを見せるようになった。1991年以降の経済改革は、産業活動への規制撤廃、関税引き下げ、官僚統制の緩和、外国資本の流入など、新たな経済環境を作り出した。成長志向が強まり、利潤追求型の経済行動が促されるようになった。農地改革に関しては、なすべきことはすべて実行されたとして、今後は農業の発展を目指したインフラ整備や制度改革を進めるべきだという議論が現われ、農業関連産業や農村への投資を促す方向で農地改革法の改正を要求する声が強まるようになった。そのなかで、農地改革法は生産活動・経済成長にとって障碍となるとの考えさえ生まれている。農地所有上限の引き下げや農村工業振興への農地関連法上の便宜供与など、法改正の動きもでており、農地法の改正により農業関連産業の振興、農村への資本流入の促進を積極的に志向する州もでてくる。

分配と公平さを重視した伝統的農地改革論が問い直されていると言える。本稿は、インドの農地改革の過程とその内容を検討し、1991年以降の展開のなかで農地改革の位置づけを改めて考えることを目的とする。

I 農地改革の経緯と概要 ——1960年代前半までの改革——

独立後の農地改革の基点となる文献に、インド国民会議派が作成した農業改革委員会報告書 [AICC Report] がある。同報告書は、農地改革を強く訴え、第1の課題として、上記のザミーンダールに代表される徴税請負者・土地権益者・大地主の排除を主張し、その他の項目として耕作者への農地所有権付与、農地の貸借禁止、農地所有上限設定、などを提案した。この提案内容がインド政府計画委員会作成の第1次5カ年計画 (1950~55年) に反映し、同計画期間に制定された農地改革法のほとんどは、大地主・土地権益者の排除に向けられた。第1次5カ年計画は、農業政策の目標を、第1に農業生産を拡大すること、第2に農業生産効率を高め農業経済を多様化することとし [The First Five Year Plan, p.184]、そのために農地改革が必要であるとして、(1)耕作者と政府の間に介在する徴税請負者・封建的土地支配者の排除、(2)農地貸借制度の改革、(3)農地所有上限の設定、その際、家族を土地所有の単位とし、農地所有上限設定は州政府が州の事情を組み込んで決定する [The First Five Year Plan, p.190]、(4)農地が分散している場合、農地の交換による農地の統合、を掲げた。力点は生産拡大に置かれている。第1次計画は、「小規模・非経済的土地所有規模が農業開発での多くの問題の根源」 [The First Five Year Plan, p.193] と見ており、農地所有上限設定には厳しい対応を示していない。また、土地なし農業労働者問題などへの関心は低い。

1950年に施行されたインド憲法は、農地改革

を含む農業関連事項を州政府の管轄事項として
いる。このような憲法の規定から、中央政府は
農地改革について一般的なガイドラインを示す
ことができるが、全国統一的な農地改革は実行
できない。したがって、州が独自に農地改革を
進めることになる。第1次5カ年計画期末まで
に、ほとんどの州がザミンダールなど封建地
主・中間地主廃止の法制化を実施した。

しかし実際には多くの場合、ザミンダール
らは「自耕作」を名目に「自家用農地」を所有
することができ、そのような土地から借地人を
排除していった。さらに一部の例外を除くと
「自家用農地」の所有制限はなかった。農地所
有制限をつけた州でも、たとえばアッサム州が
53.94ヘクタール^(注2)、西ベンガル州が10ヘク
タール、ハイデラバード州が109.26ヘクタール
までなどと所有上限に差があり、また土地接収
への補償では、ザミンダールが得た最低の補
償でも年間純所得の15~30倍におよんだとされ
る〔*Land Reforms Panel Report*, pp.71-76〕。
ザミンダール制度の廃止という点では、
1950年ウッタル・プラデシュ・ザミンダール
廃止・土地改革法(Uttar Pradesh Zamindari
Abolition and Land Reforms Act, 1950)が、
最初の例として挙げられている〔多田 1969-
1970〕。しかし同法は、法案が構想された後、
数年にわたって法案の審議が続き、その間、ザ
ミンダールをはじめとする地主は土地を近親
者に分与し、あるいは一族所有の信託に付し、
さらには偽名による所有者変更を行った。同法
を検討したソーナーは、この土地改革法を「弱
い借地人に対する剝奪」と評している〔Thor-
ner 1956, 48〕。その他、農地改革措置にいく
つかの欠陥が明らかとなった。不在地主の土地

や、地主が耕作していない土地の所有権は、借
地権保有者に付与することとされたが、借地人
の定義が問題となり、とくに文書化された契約
がないことにより、多くの場合借地権証明が困
難であるなど、借地権の所有権への転換は障
碍を抱えた。さらに、地主が借地権の確立を嫌
って、農地を借地人に耕作させず放置する例が
出た。また、上に述べたように「自家用農地の
自耕作」を認めたことは、地主による土地所有
の主張を容易にし、不在地主の制度化・合法化に
つながった。

1955年に開始された第2次5カ年計画(1956
~61年)以降は、土地なし農民、土地への人口
圧力などが問題となり、上限・分配問題が議論
された。

1955年5月に中央政府計画委員会は「農地改
革パネル」(Panel on Land Reforms)を設立し、
同パネルに、第1次計画の政策提案の再検討と、
第2次計画で採るべき諸措置を提案する任を委
ねた。パネルは、農地所有上限を設定する原則
を合意承認し、その根拠としては、(1)農地所有
の希望が広くあり、(2)農地所有の不均衡を是正
する必要があり、(3)農業所得の不均衡を是正す
る必要があり、(4)自作農を拡大する必要がある、
とした。そのうえで、家族単位の農地所有上限
を、経済規模つまり「家族の生活を支える最低
限の所得が得られる農地規模」の3倍以内と設
定し、上限を超える土地を接収し、土地を接収
された家族には農地市場価格の25%の補償金を
支払う、ただしその額は20年間の地税総額を超
えないこととする、などを勧告した〔*Land
Reforms Panel Report*, p.103〕。上限設定の際
にパネルは、農業生産拡大目的というよりむしろ、
社会正義実現の正当性を強調した〔*Land*

Reforms Panel Report, p.103]。また、茶、コーヒー、ゴム、果樹・プランテーション地と牧畜地、酪農地などについては制限免除を勧告した。これ以降、農地改革は、当初の力点であった封建的中間介在者の廃止から、農地所有制限に力点を移していった。

第2次5カ年計画では農地所有上限設定の大枠が提示された。上記農地改革パネル勧告のすべてが第2次計画に反映されたわけではない。第2次計画は農地改革の目標を、(1)農業生産への障害を除くこと、(2)迅速に農業経済の効率と生産性を高めることとし [*The Second Five Year Plan*, p.178]、第1次計画同様、生産拡大が第一目標となっている。計画委員会は各州に農地所有上限の設定を要請した。この時、計画委員会は、農地所有の上限案を提示せず、また所有の単位を個人とするか家族とするかについても指示せず、これらの決定を州政府に委ね [*The Second Five Year Plan*, pp.195-196]、州政府にしかるべき法の整備を要請した。各州政府はこの指示に従い、州の事情に合わせた農地改革法を制定していった。たとえば、西ベンガル州は1953年大土地所有接収法の修正「西ベンガル土地改革法」(West Bengal Land Reforms Act)で55年に個人所有を25エーカーまでとする農地所有制限を課し、余剰地を州政府が接収した。ジャンム・カシミール州は、1950年大土地保有廃止法 (Big Landed Estates Abolition Act, 1950) で個人土地所有上限を22.75エーカーに設定した。

第3次5カ年計画 (1961~66年) はおおむね第2次計画の目標を踏襲したが、農地改革の2つの目標として農業生産拡大と社会正義の実現を並記した。第2の社会正義実現のために農地

所有制限が政策目的として正当化されたのであるが、これに関連して、再配分のための接収余剰地の不足が明らかとなっていることも記されている [*The Third Five Year Plan*, p.229]。続く第4次5カ年計画 (1969~74年) では、借地人が耕作する農地について借地権の保証を提案している。とくに借地人に貸与している農地を地主が取り上げる事例が頻発し、借地権・借地人の保護が大きな問題となってきたことが背景にある。

一方、農地改革の進行の遅れも指摘された。1957年には国家開発委員会が、農地改革の実施状況を検討したあと、改革未実行のすべての州に「59年3月末までに農地所有上限設定を立法化するよう、3年内に法を施行するよう」指示した。中央政府与党インド国民会議派も、1959年1月の党大会で、州に農地所有上限設定の実施を求める決議を採択している。最終的に全ての州が農地所有上限設定を実行したのは1961年末である。州により農地所有上限は異なる。その他、適用条項も州によって異なり、農地の種類によって扱いも異なった。家族を単位に上限を設定した州、所有する家族の成員を単位に上限を設定した州がある^(注3)。

農地所有上限設定は、いくつかの問題を生んだ。上限設定基準が不透明なこと、また、名義上の所有分散により地主が土地所有制限を回避するなどの問題である。農地所有制限が実施されても、実際には家族内の譲渡によるつじつま合わせや、架空名義による譲渡などの回避策が頻繁に用いられた。政府はこれらの不正を取り締まる能力に欠け、さらに土地台帳の不備が土地取引の不明朗さに輪をかけた。所有上限を超えた土地の政府による接収は、土地なし農業労

働者、農村貧困層に土地を分配することが目的であったが、その作業は進まなかった。膨大な農村貧困人口に土地を分け与えるには接収地が不十分であることが明白となり、また、受益者の定義が不十分であったことも、理由として挙げられた [Das 2000, 34]。

II 1970年代以降の農地改革

1966年から69年にかけてインドは厳しい食糧危機に見舞われた。この食糧危機は、食糧生産拡大への政策転換を政府に迫った。それと同時に、インド社会では、各地で農民紛争が頻発し、左翼政党主導の農民運動や、力づくで土地を地主から取り上げて土地なし貧困層に分配する土地の強制的な奪取運動^(注4)があり、農民の反政府武装闘争^(注5)、地主殺害事件なども頻発した [古賀 1972; Joshi 1975; Desai 1986; 河合 1994]。このような状況に危機感を抱いた中央政府与党インド国民会議派は、農地所有上限の引き下げや農地所有上限設定の例外条件の削減などを含む新たな農地改革を試みた。中央政府の招集で1969年11月に開かれた州首相会議での議案書は、「現在の、高収量品種導入、農業の技術改善などに鑑み、州法が設定する所有上限の再検討が必要かどうか考える必要がある」として、(1)農地所有上限の引き下げ、(2)譲渡条件の厳格化、(3)上限適用回避の防止、を検討課題として挙げた [CM Conference Agenda, pp.15-16]。上限設定の引き下げを検討課題の第一項目に挙げたのである。この会議では、連邦政府食料・農業大臣が、「農地所有上限を引き下げることによって農地改革法施行の抜け穴をなくし、再配分用の余剰地を獲得する」構想を提示した。しかし上限

設定修正での意見一致は困難で、この会議は勧告をまとめることができなかったが、議事録は「近年の農業技術改革と社会的要請から、いくつかの州で農地所有上限、移転、免除などの条件の検討が必要とされている」と記している [CM Conference Summary, pp.34-35]。1970年9月26日の州首相会議でも、上限と所有の単位について意見がまとまらず、会議は問題を「中央政府農地改革委員会」(Central Land Reforms Committee) に付すことを決定した。

勧告がまとまらなかった背景には、当時、中央政府与党インド国民会議派の内部対立で政治が揺れていたことから、政府が農地改革で主導性を発揮しにくかったという事情がある。しかし1969年11月にインディラ・ガンディー首相(当時)が自ら党を分裂し、党実権派・保守派と袂を分かって革新姿勢を鮮明に打ち出すことで政治基盤を確保する戦術をとった。農地改革は、ガンディー政権にとって格好の政治手段となり、政策の柱となった。また1971年3月に第5次連邦下院選挙を控えており、ガンディー派会議派は農地改革を含む改革政策を通じての集票の必要があった。1971年1月24日、ガンディー派会議派は第5次連邦下院選挙に向けて選挙綱領を発表し、そのなかで革新的な農地改革を約束した。しかし農地改革への反対は強く、改革の中心とされた所有上限の引き下げ案にはとくに強い抵抗があった。

1971年に設置された上記中央政府農地改革委員会は、農地所有上限を引き下げる、農地所有単位を個人でなく家族(夫婦と未成年の子供)とする、などのガイドライン(National Guidelines on Land Reforms)を作成し、71年の第5次連邦下院議員選挙で勝利したガンディー政権

は^(注6)、72年7月23日にニューデリーで開いた州首相会議に、このガイドラインを提出した。ガイドラインは、(1)二毛作灌漑地で18エーカーを所有上限に設定し、私的水源による二毛作灌漑地1.25エーカーを政府事業による灌漑地1エーカーとして換算するが、その場合も所有上限は18エーカーを超えないものとする、(2)一毛作灌漑地は所有上限27エーカーとし、その他の所有上限は54エーカーとする、(3)所有の単位は家族、家族は夫婦と未成年の子供とし、家族メンバーが5人を超える場合、1人について一定面積の土地を上積みできるが、合計の所有地は5人家族で所有できる土地面積上限の2倍までとする、(4)1971年1月24日に遡及して実施する、(5)除外規定のほとんどを撤廃する、(6)接収した余剰地を土地なし農業労働者、なかでもとくに社会的・経済的弱者である指定カーストと指定部族に配分することを主要目的として農地改革を実施すること、などである。かなり総合的な農地改革提案となっている [Appu 1972]。

これに従い各州が、それぞれの事情に合わせて法制化を進めた。したがって州によって制度の内容は異なる。いくつかの州を例に挙げる。たとえばハリヤナ州の1972年ハリヤナ州農地所有上限法 (Haryana Ceiling on Land Holdings Act, 1972)^(注7)では、(1)18歳以上を成年とし、家族とは夫婦と未成年の子供とする、(2)農地所有上限は二毛作灌漑地で7.25ヘクタール、一毛作地は10.9ヘクタール、果樹園を含むその他の土地の上限は21.8ヘクタール、家族が増えると1人につき農地所有上限は5分の1増えるが、合計で家族に基本的に認められる面積の倍を超えてはならない、また、全所有面積は21.8ヘクタールを超えないものとする、個人の井戸など

による灌漑地5ヘクタールを水路灌漑地4ヘクタールに換算する、(3)上限を超えた土地は政府が接収し、地主には補償金を支払う、などとなっている。

ラジャスタン州では、それまでであった1955年ラジャスタン州借地制度法 (Rajasthan Tenancy Act, 1955) と1963年ラジャスタン州農地上限法 (Rajasthan Land Ceiling Act, 1963) を修正した1973年ラジャスタン州農地上限制定法 (Rajasthan Imposition of Ceiling on Agricultural Holdings Act, 1973) により、5人家族を所有単位とし、所有上限は、二毛作灌漑地は18エーカー、一毛作地は27エーカー、果樹園は54エーカー、それ以外の土地で「肥沃地」は48エーカー、「準肥沃地」と「丘陵地」は54エーカー、「砂漠地」は175エーカーとされた。

グジャラート州は、1960年グジャラート州農地上限法 (Gujarat Agricultural Land Ceiling Act, 1960) を1974年に修正し、5人家族で、私的資金によるもの以外の通年灌漑地を10~18エーカー、私的資金による灌漑地を12.5~18エーカー、「季節的灌漑地」を15~27エーカー、「優良乾燥作物地」を20~36エーカー、「乾燥作物地」を30~54エーカーと所有上限を設定し、接収した農地の分配に際して土地なし労働者、指定カースト、指定部族を優先する、1971年1月24日に遡って施行する、とした。

カルナータカ州では、1961年カルナータカ州土地改革法 (Karnataka Land Reforms Act, 1961) を修正した1974年カルナータカ州土地改革法 (Karnataka Land Reforms Act, 1974) により、借地制度規定、所有上限、余剰地の配分、自宅用地の設定などを行った。内容は、(1)借地制度の廃止、(2)借地人の耕作地は政府が接収、

(3)借地人は所有権を付与されるが、その際、「農地裁定局」(Land Tribunal)に申請し、農地の種類に対応する価格を支払い農地を取得する、(4)農地はA、B、C、D級に分類され、A、B、C級の農地の価格は借地代の15倍、D級農地は20倍と設定、(5)農地所有上限は5人家族を単位にA級二毛作灌漑地で10~13エーカー、B級一毛作灌漑地で15~20エーカー、C級灌漑地で25~30エーカー、D級の乾燥地は54エーカーと設定、(6)家族の人数が5人を超える場合は1人につき追加面積があるが、総取得面積は家族所有上限の2倍以内まで、などとなっている。

農地改革と関連して債務労働者対策、最低賃金補償、農村貧困層に宅地・住居供給などの事業も着手された。

これらの、1970年代に進められた農地改革における所有上限設定は、一見するとこれまでより厳しいものとなっている。政府の力点が、農地所有上限を引き下げて余剰地を接収し弱者層に分配することに置かれていたからである。その背景には、農村貧困層・弱者向けの政策強調とともに、小規模農地の場合、単位面積当たりの生産性と労働吸収力が高く、農地所有規模が大きくなるにつれて、生産性と労働吸収力の双方が低下するという、農業生産に関する従来の主流理論への依拠があった。この議論をまとめると、大土地所有者は多くの場合賃金労働者を導入し、彼らは労働コストと生産のバランスをとることを優先するため収穫・生産の極大化を追求しない、一方小土地所有農民はおもに家族労働に依存し、労働生産性が賃金レベルを上回るまで家族労働を駆使して生産極大化に努力する、つまり収入増のチャンスがある限り家族労働を追加投入し、生産拡大に努力するというも

のである^(注8)。この議論は、反論はもちろんあったものの長く支配的で、上述したように1960年代末に政治的理由から農村雇用機会拡大という側面が重視されたため、70年代の農地再配分政策を後押しした。その際の農地所有上限引き下げの目的は、社会正義、富の再分配、富の配分の平等化、農村貧困・弱者層の生活改善と購買力の引き上げなどにあった。

これに対して上限引き下げに反対の議論もすでに生まれていた。それは、農地の細分化により非経済的土地所有が増えるとの分析に依拠していた。たとえば、ダンデーカルとラートは、再配分のための余剰地は完全に不足していると計測し、「土地再配分は、土地なし農民を農業経営が成り立たない小土地所有者に引き上げるだけで、非経済的で採算のとれない農家の数を大幅に増すことになる。再配分される土地の多くは劣等地で、耕作に適さず、取得した農民は早晚土地を手放して土地なし農民に戻るようになる」とし、「所有上限の引き下げは農村貧困の解消につながらず、むしろ農業生産技術の導入によって生じた生産への弾みを無力化し、望ましくない結果を生む」と論じている [Dandekar and Rath 1971, 120-122]。

同様の議論では、1960年代半ばから進行した緑の革命から生まれた農業生産様式の変化に関連して、「緑の革命は大規模農地で成功した。大規模農地の場合は農業インプット・技術を利用して効率よい生産が可能である。そのような農地を細分化することは生産にマイナスである。加えて、農地を分与される者はほとんど貧困層であることから、資金的・技術的に土地の有効利用能力に欠け、このような再配分は生産性の低い農家を増すばかりである」との主張

もある [Bhalla 1981]。1960年代までの議論とは対照的な議論、つまり耕地面積規模の拡大に伴い生産性と労働吸収力も拡大するという議論である。この例が提出された地域は、主に高収量品種の導入地域である。そこでは、雇用労働者需要の拡大という新しい現象さえ出現した [Bhalla 1991, 65]。さらに、緑の革命が浸透する過程で、小規模農業の土地生産性優位が消滅してきているとの研究も発表されている [Chadha 1978]。

このように1960年代後半から70年代にかけて、インドの農業には従来とは異なった様相が出現していた。平均農地所有規模の縮小という現象が生じ、その過程で、土地所有者でありながら借地人という二重機能を持つ農民が増加した。そして彼らが農地貸借市場に参入し、貸借市場を拡大させ、それとともに大農・中農が借地により土地使用権を獲得して自身の経営する耕作面積をさらに拡大するという現象が目立ってきた [Bhalla 1976; Sandhu and Grewal 1987; Judge 1999]。土地貸借の増加現象に注目して、この現象は規制されるべきか、放置すべきか、または促進すべきかなどの議論も生まれた。農業外に就業を求める動きも活発化したことから、新しい問題として、農業資産の分配平等性の実現を農業部門や農村地域だけに求めていいのかという問題なども生まれた。つまり1970年代の農地改革は、農業と農村社会が変貌するなかで進められ、その過程で新しい矛盾を生み、問題を広げていったと言える。

III 1970年代の農地改革の評価

1970年代の農地改革の評価として、86年央ま

での状況をまとめた農業省資料によると、農地改革改正法による余剰地の推計面積は185万447ヘクタール、実際の接収地は131万2536ヘクタール、分配された土地は92万2529ヘクタールとされている [Agenda Report, pp.79-80]。また別の報告書は、1995年3月末までに農地改革改正法で、総農地面積の1.5%以下である266万ヘクタールが分配され、農地取得者の少なくとも5%は土地を実際に受け取ってはならず、しかも分配された土地のほとんどが劣等地と言われ、分配された土地面積のほとんどが0.3ヘクタール以下で、これは農地取得農家にとって経済的に維持し得ない面積であったとしている [Annual Report, 1994-95]。

「農地を実際の耕作者に分配し、不在地主を排除し、借地制度を改革し、農業労働者の搾取を廃絶する」といった農地改革の意義と政策目的の達成度を見ると、不十分、未達成であることは明らかである。農地改革法は成立したが実際には借地人の状況は変わらず、逆に悪化し、土地なし農業労働者への土地の分配は進まず、なによりも農地改革諸策のなかでとくに農地所有上限が守られていないという現状があるからである。貧困除去、社会正義達成という農地改革の目的に注目した場合、農地改革の失敗面がとくに強く認識された。たとえばジョシーは、農地改革への失望を強調し、農地改革の見直しを提唱、革新的農地改革を提唱する [Joshi 1987]。しかしこの方法の限界は、ダンデーカルが指摘している。彼は逆に、農地を所有し自耕作する農家の育成・助成と、農業近代化による農業振興を提案し、そのためにたとえば所有上限を撤廃し、農地貸借を制度化する方向さえ提案している [Dandekar 1993]。

農地改革・農地所有制限が成果を生みにくい理由としては、改革の欠陥が指摘されている。たとえば家族を単位に所有上限を決めたが、家族が5人を超える場合に所有地が積み増され、総所有面積を家族所有面積上限の2倍に設定し大家族世帯に特典を付与したこと、農地に灌漑地、乾燥地、一毛作地、二毛作地などの区分をつけ、それぞれに上限を設定したことが逆に「上限逃れ」への道を開いたこと、プランテーション（茶、コーヒー、ゴム、カルダモン、ココナツ）や宗教団体・慈善団体を適用免除としたこと、上限逃れの不正譲渡が頻発したこと、行政・司法手続きの遅れがあったこと、などが指摘されている〔*Rural Development Agenda*〕。その他の理由としては、政治的意思の欠如も指摘されている。この点ではすでに1973年、計画委員会のタスク・フォースが作成した報告書〔*Appu Committee Report*〕は、農地改革の失敗の原因を、第一に政治的意思の不足とし、その他の要因として行政体制の不備、土地記録の不備を挙げている。ほかには、そもそも農地所有上限設定の理論的根拠が曖昧であったとの指摘や、所有制限に関連して、農地所有規模が低くなると単位面積当たりの生産性が高まるとする仮説への疑問を提示し、根本的問題が不明確であったという指摘もある〔Thimmaiah and Aziz 1984〕。

農地改革がなぜ成功しなかったかという理由を政治・社会的要因に求め、利権階級と政治家の癒着、官僚の怠慢・腐敗、地主の経済・政治的影響力などから分析し、これが州政府の農地改革実施の動きを妨げたとする分析もある〔Eashvaraiah 1985 ; Reddy 1997〕。

地主がさまざまな手段をとって所有上限を回

避する例は、数多く報告されている。たとえばハリヤナ州では、家族の定義により、家族内の成人それぞれが1家族として家族所有上限面積を保有し、結果として家族による大規模農地保有が可能となった。その際、農村の土地持ち有力者が、偽名登記、年齢詐称、偽装売却や、農地所有者が死亡しても届け出ず、農地の分類を偽って申告して大規模農地を確保するなどの例が報告されている。土地貸借の多くは口頭でなされるため、借地人が借地権を確立することは難しく、文書の不在を主張して地主が借地人から土地を取り戻すケースが多くでた。このような状況に対して、第4次5カ年計画は、借地人もしくは分益小作人が耕作している土地の借地権を確保するために、現在の借地権を地主が取り戻せないようにすることを提案した〔*The Fourth Five Year Plan*〕。これに関連して、村書記(Patwari)による土地記録の捏造や記録の不在、地主寄りの土地訴訟裁定などの事例も報告されている。また、ハリヤナ州、パンジャブ州などでは、とくに緑の革命後、大農・中規模農民が借地により耕作面積を拡大する状況や、小農民が自分の土地を大農・中規模農民に貸す例が増え、その結果、個別農家の総耕作地が複数の農村にまたがり、総耕作面積が特定しがたいほどにまでなるといふ新しい状況が出現した。その一方で、地主による借地人の強制排除は進行し、分配されるべき余剰地が農村弱者でなく、土地の有力者に不正に取得され、しかも農地をめぐる法廷闘争では地主や役人からの圧力が作用し、多くの場合、資金が潤沢で人を動かせる富裕農民に有利な展開となった〔Judge 1999〕。

借地制度については、借地権をどのように扱

うかが農地改革のひとつの焦点であった。借地制度を廃止するか存続させるかでは、意見が割れ、対応も分かれた。カルナータカ州は借地制度そのものを禁止した。同州での借地権廃止の理由は、借地制度は農業生産拡大を促さない、借地人への搾取を解消しなければならない、というものである。そのための最善の方法は、借地制度を廃止して借地人を土地所有者とすることであると考えた。カルナータカ州は、借地制度廃止と農地所有上限設定を同時に実行することで、農地改革の効果を上げ、農地の集中を防ぐことが可能であると考えた。一方、パンジャブ、ハリヤナ、ラジャスタン、西ベンガル州などでは、借地制度を改善・存続させ借地人の権利を保護するような措置がとられた。このうち西ベンガル州政府は、バルガ作戦（Operation Barga）と名づけた政策を通して、借地人を確定し借地権の確立を進めた〔Chattopadhyay 1979；佐藤 1984〕。

このように借地制度に関しては、州によって異なる措置がとられたが、多くの場合、実際には借地制度を廃止した州で借地制度は継続しており、借地制度を法的に確立した州でも借地人の権利が守られているとは言えない状況であった。たとえばグジャラート州は1974年立法で借地制度を廃止したが、借地制度は不安定な小作制度に形を変えて存続し、かつての借地人は、借地権が法的に保護されないことで地主からの追い立てを受けやすい小作人となり、小作人は、小農、農業労働者と並んで農村社会の低層を形成するに至った〔Iyer 1993；Murty 1998；Judge 1999〕。プシュペンドラは、借地制度廃止のもとでの借地人の存在に注目し、この現状を認めて借地制度を法的に認め、これらの「隠

れた借地人」を保護すべきだと主張している〔Pushpendra 2000, 53-54〕。このような事情から、借地制度の廃止が農地改革の必要条件か否か、また、借地制度を適正に管理する法律があれば借地制度改革の目的は達成されるのではないかといった議論が展開していった。

緑の革命後徐々に、そして1980年代以降次第に、農地貸借市場に新しい傾向が生まれてきた。そのひとつは、小農が農地を中農に貸し出す傾向が強まり、その結果、中農の耕作面積が拡大していることである。緑の革命が進んだ地域では、小農・限界農民が中農などに定額地代で土地を貸し付けて、自らは耕作せずに賃金労働などに従事して収入を得る現象である〔Kahlon 1984, 120〕。一方、中農は、農業機械を導入して所有農地以上の面積の農地を耕作し、生産規模を拡大している。また、農民が都市部に住居を移動したり、他の業種に参入したりといった生計形態の変化も誕生した。このような場合、富裕な農地所有者は一般に、確実な収益を保持するために農地を手放さないことから、農地売買にはならない。しかし彼らは農地を貸し出し、多くの場合、農村に残る中農が借り受けて耕作地を拡大するのである〔Judge 1999, 67-68〕。このようなことから、1970年代まで縮小傾向にあった借地耕作が、80年代にはいつてから増加に転じたとされる。都市に生活拠点を移すようになった農地所有者から、また、農村に留まりながら他の事業に手を伸ばす農民から、農地を借りて耕作するケースが増えた。パルタサラティは、全農地の10%が借地で、その半分が不在地主の所有地であると推測している〔Parthasarathy 2000, 69-70〕。

このようなことから、借地制度に関していく

つかの検討課題も浮上してきた。借地制度整備の目的のひとつは、土地なし農民・小農による借地耕作を保証し、彼らの生計維持を可能にすることである。そこで生じる問題は、先に述べたように大農・中農が借地によって自耕作地を拡大するなかで、いかに小農・限界農民の權益を守るかという点であろう。農地改革に社会的公正を期する視点からは、農地所有上限は、所有面積ではなく総耕作地面積を基準とし、土地なし農民・小農・限界農民の農地へのアクセスを保証する必要があるとの見解も生まれている。

農地改革が州管轄事業であることから、改革の進行の地域的ばらつきが指摘されている。ラオは、農地改革の実施で特徴的な州を例示して農地改革の進行の分類を試みている。ラオの分類によれば、(1)半封建的土地関係を持ち、その社会に内在する諸関係が農地改革への障碍となった州（ビハール州）、(2)社会的障壁は強くなく、強い改革の意思を持っていた州（カルナータカ州）、(3)政治的動員が大きかった州（西ベンガル州とケララ州）、(4)緑の革命と資本家的農業経営が改革を必要とした州（パンジャブ州）となっている[Rao 1992, PPA.50-74]。ラオは、州による特性を分析するに留めているが、ラオの分析は、国内での改革の進行に存在する差はどこまで容認できるのかという問題提起にもなっている。

最後にまとめると、農地改革によって農地の集中はある程度止められたが、再分配が進まず、借地制度改革は不徹底・不統一であったというのが全体的な評価となろう。

IV 新しい農民運動と農地改革

1980年代の初めにカルナータカ州の農地改革法を克明かつ批判的に検討したパニーは、74年のカルナータカ州土地改革法は、所有上限引き下げなどで「法律は革新的に見えるが、運用面で既得權益を保護しており」、「大胆な農地改革法」ではなかったと分析している。パニーによれば、灌漑地の定義、家族の定義、借地人の条件などに抜け穴があり、弱者を配慮した農地改革と言うより、経済力のある新興地主、新興富農に配慮した農地改革であり、民間投資による灌漑地の優遇とか、将来の灌漑による農地の改良は上限規制の対象外にするなど、民間投資優遇型であると分析している。パニーはさらに、借地制度廃止後も実質的な借地制度が存続し、富裕農民が借地耕作により利益を得ている状況を指摘し、農地の所有と利用が一致しないカルナータカの農村で、所有のみに制限をかける愚かさを指摘する[Pani 1984, 52-54]。パニーの指摘は、程度の差はあってもインドの農村全体について該当する。

農地改革の恩恵を受けて農地への支配権を拡大した農民が、経済力を背景に政治的発言力を増していく過程は、「新しい農民運動」^(注9)の展開過程にもつながっている。

従来の農民運動が地主・農村既得權益者に対する貧農・農業労働者からの抗議運動であったのに対して、新しい農民運動では、農地を取得し商品作物栽培をとおして収益と市場性に敏感となった農民で、かつ、政府の農業・農村振興策のもとで農業融資や各種補助の恩恵を受けてきた農民が、政府に、農産物の価格保障、農業

補助の継続などを求めるのである。このような農民運動は1970年代末頃から活発化した。タミル・ナード州では1966年に発足した「タミル・ナード農民協会」(Tamilaga Vyasvasavigal Sangham=Tamil Nadu Agriculturists Association, 指導者はナラヤンスワミ・ナイドゥ [Narayanswamy Naidu]) が70年に州政府による電力料金値上げに対する抗議行動を起こし、後にはローン返済拒否や、道路封鎖などの実力行動も展開した。マハーラーシュトラ州では、農民への農産物価格保障が焦点となった。1970年代初頭からのタマネギ価格急落・低迷という状況の中で79年、元国際機関職員のシャラド・ジョシー (Sharad Joshi) が組織した「農民組合」(Shetkari Sangathana=Farmers' Association) がタマネギ価格保障や農業債務帳消しを求めて道路封鎖などの抗議行動を繰り返した。タマネギは中東などへの輸出品として生産が伸びていたが、価格が不安定という問題を抱えていたのである。さらにジョシーは1981年に、隣州カルナータカにまたがるタバコ生産地で、価格保障と、タバコ買い付け業者などによる生産者への抑圧に抗議する道路封鎖を強行し、警察隊との衝突事件を起こした。カルナータカ州では、各地で価格保障や各種農業税反対などの運動をしてきた農民組織が1980年に、州レベルの組織「カルナータカ州農民協会」(Karnataka Rajya Raitha Sangha) に統合され、同年9月から10月にかけて道路封鎖、食料、ミルク、燃料などの供給停止、政府へのピケなどを繰り返して注目された。同協会は、農産物価格保障要求のほか、農業債務帳消し、融資枠の拡大、農地改良税の廃止、農業用水料金の撤回、電力料金の引き下げなどを要求しており、近年は、農業関

連の多国籍企業の種子工場や外資系ファーストフード店を襲撃して注目を浴びた。また北インドでは、パンジャブ州やウッタル・プラデシュ州、ハリヤナ州といった農業州を中心に「インド農民組合」(Bharatiya Kisan Union) が組織され、1980年代から90年代にかけて農民の利益を代表する政治圧力団体としても成長していった [Judge 1999, 198-200]^(注10)。新しい農民運動は、農村の土地なし労働者、小規模・限界農民と異なった主張を持つ運動であることは明らかである。

1991年の経済改革以降、農村・農地に新しい展開がある。それは、(1)新しいタイプの農業経営者農民による農地の集中利用、制度金融の活用、農業近代化志向、(2)経済自由化による農村・農業への影響の結果、農地所有・利用形態の自由化要求の高まり、(3)経済自由化の進行による肥料・種子・農薬・労賃などの価格高騰や労働力不足などから、政府に農業への新しい政策介入を求める動き、などである。農地改革との直接の関係では、農地貸借制度への制限を緩和して、借地慣行を法的に認めるべきだとの主張が強まっている。これは、土地生産性向上のための合理的選択であるとの主張にもなっている。また、農地所有規模の引き上げ要求も出されている。

しかしこのような、農地所有規模の拡大による生産性の拡大・農業多角化の促進という考えに対しては、反対意見も根強い。農地所有上限の引き上げや制限撤廃は、多くの貧困農民・限界的農民を抱える社会環境では適切でないとして、農地貸借制度の活用により遊休地・放置地をなくし、政策支援による農業生産の効率化と収益拡大を図る、その副産物として農村雇用が

拡大する、といった主張も出されている。大規模農業化に反対の意見もある。アフルワリアは、「経済自由化の流れのなかにおいても、大規模農業化はインドの農業にそぐわない」として規模の経済論を否定し、逆に、現行の上限でも、適切な農業技術の導入による農地の有効利用で生産改善は充分可能だと論じる [Ahluwalia 1997, 115-116]。

このように農地改革の基本部分について議論が対立するなかで、政治からの働きかけは曖昧である。まず農地改革の議論が表に出てこない。1999年の第13次連邦下院選挙に向けて発せられた各党の選挙綱領を見ると、農地改革については、左翼政党が、大企業・外国企業向けの土地所有制限の緩和に反対し、迅速な農地改革の実施を強く主張 [Election Manifesto of the Communist Party of India (Marxist)] する以外は、ほとんど議論されていない。第13次下院選挙で政権についた政党連合「国民民主連合」の政策綱領には農地改革に言及がなく、国民民主連合の中心政党であるバーラティーヤ・ジャナタ党の選挙綱領にも農地改革は採り上げられていない。野党第一党であるインド国民会議派の綱領は農地改革に触れているものの、扱いは大きくない [Manifesto: Indian National Congress Lok Sabha Elections, p.23]。

おわりに

インドの農地改革は、農村における社会・経済関係改善による農業生産拡大という究極の目的のなかで、封建的地主制度廃止に始まり、社会的公平実現のための農地所有制限、借地制度改革、農村貧困層対策など、多様な目的を抱え

て進められてきた。しかしこれまで見てきたように、大地主制度の廃止には一定の効果を上げたものの、1970年代に始まった農地改革は、社会的公平の実現、農村貧困層の救済に大きく貢献したとは言い難い。その大きな理由は、農村環境・農地を取り巻く政治環境の変化と農地改革の理念が、かみ合わなくなってきたことであろう。政府の農業政策の恩恵を受けて経済力と政治的発言力を獲得した層並びにその予備軍的な小農と、政策と改革から取り残された農村貧困・弱者層という対立的な存在は、農地改革についての現実と理想の乖離を埋めることを不可能としている。

1991年に始まった経済改革は、土地の有効利用、効率的活用、収益性の拡大という局面に焦点をあて始めた [Pushendra 2000]。変貌を続けるインドの農村を背景に、農地改革の議論は変質せざるをえないであろう。経済自由化論者は、規制の緩和を主張する。彼らは、農地貸借についてのあらゆる規制の緩和や所有上限の引き上げを求め、農業関連部門への投資目的でインド企業・外国企業・多国籍企業への優遇措置供与を主張し、農地の利用制限規制の完全撤廃によって農地の非農業目的での利用を可能とすることなどを要求する。借地制度改革に関する議論も、土地なし農民・小農・限界農民を念頭に置いていない。経済自由化が進行するなかで、借地制度を緩和して農村に投資を招くことが念頭にある。州政府の多くは、農村への工業、農業関連産業、不動産・建設投資の誘致を政策課題に掲げている。先に述べたように農地問題は州管轄事項であるため、州レベルでの変更は可能で、いくつかの州が法改正により対応を図っている。

ただしこのような動きに対しては懸念と反対の声も強い。農村貧困層のための制度的措置の継続要求は依然として根強く、現行農地法の厳格な適用と農地分配の実施要求や、農地の非農業目的の転換への反対などが訴え続けられている。その理由は、農地改革が、農村の社会・経済的不均衡の是正に依然として少なからぬ意味を持つという認識と並んで、過去の農地改革の実施度への不満からもきている。

農地改革の議論では、貧困と不平等の存在という状況を出発点にして農地所有上限などの制限の変更に反対すると同時に、土地の有効利用をより重視する見解が生まれている。ラオとグラティは、1980年代以降の農村貧困層向け開発事業と農地改革との関係を検証し、農地改革よりも土地の有効利用を提唱している[Rao and Gulati 1994]。前記のアフルワリアの議論も農地の有効利用を説く点で共通している。農地の有効利用の議論は以降、農地改革の議論が先細るなかで中心的な課題としてとりあげられている。農地の放置という点では、たとえば借地制度を廃止した州で非農業者が農地を相続した場合、その農地を貸し付け耕作に出すと相続者は農地所有権を喪失する恐れがある。そのため、農地を貸し出さず、また自分で耕作もしないまま放置したり、あるいは植林・産業林に転換するという事例が報告されている。制度改革による農地の有効利用が、農業生産性を改善する目的から議論され始めている。

インドの経済が変貌するなかで、絶対的貧困の存在、弱者への社会サービスの欠如はますます顕著となっている。農地改革や貧困根絶といった社会・経済的政策が必要とされる一方、経済自由化の進展は、農地の所有・利用形態の変

化を求めている。これまでの農地改革が維持してきた経済性と社会性の追求という二重構造は、現状に対処できなくなっている。しかしなお「農地改革は過去のものである」とは、インドの現実から言えないのである。

(注1) イギリス植民地時代に北インドで発展した土地所有・徴税制度。この制度のもとで地税徴収を目的にザミーンダールと呼ばれる徴税請負人に土地支配・土地所有が認められた。イギリス時代の土地制度については、Thirumalai (1954) を参照。

(注2) インドではメートル法とヤード・ポンド法が併存しているため、面積単位が統一されていない。本稿では、原典の記述を尊重し換算による単位の統一をしない。

(注3) この時点での各州の土地改革法の内容は、Appu (1972) の Appendices 1~8 (pp.66-102) を参照。

(注4) land grab movement と呼ばれた。たとえば Reddy (1997, 156-163) を参照。

(注5) 代表的なものは、西ベンガル州ナクサルバリ地区で1967年に発生した農民武装闘争がある。

(注6) 1971年3月の第5次下院選挙は、ガンディー一派会議派が518議席中325議席を獲得して圧勝した。

(注7) それまで州では、1953年パンジャール州農地・借地権保護法 (Punjab Security of Land and Tenure Act, 1953) と1955年PEPSU借地制度・農地法 (PEPSU Tenancy and Agricultural Lands Act, 1955) の2つの土地法が地域を分けて施行されていた。

(注8) 単位当たり生産性が小規模農家のほうが大きいとの分析の代表的なものには *Farm Management in India*, Sen (1962) がある。Sen (1962) は家族労働利用の小規模農民の増加が労働力の活用と生産拡大につながると論じた。また Bhalla and Alagh (1977), Appu (1973), Joshi (1987) などを参照。

(注9) 従来の農民運動が peasants' movement と称されるのに対して、新しい農民運動は一般に farmers' movement と呼ばれる。

(注10) これらの新しい農民運動については、Nadkarni (1987), Assadi (1997) を参照されたい。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 大内穂 1982. 「土地改革の概要」山口博一編『現代インド政治経済論』アジア経済研究所.
- 河合明宣 1994. 「農村における対立——ナクサライトを中心に——」岡本幸治・木村雅昭編『紛争地域現代史③南アジア』同文館.
- 古賀正則 1970. 「インド農業の新しい局面——いわゆる『緑の革命』をめぐる——」『アジア経済』第11巻第6号(6月), 第11巻第7号(7月).
- 1972. 「独立後の農民運動の展開と課題」中村平治編『インド現代史の展望』青木書店.
- 佐藤宏 1984. 「インド・西ベンガル州『左翼戦線』政権の農村・農業政策」『アジア経済』第12巻第1号(1月).
- 多田博一 1969-1970 「インド, ウッタル・プラデシ州のザミンダール制度廃止法の立法過程」『アジア経済』第10巻第11号(11月), 第11巻第5号(5月).
- 1970. 「インド農民層分解論の問題点」『アジア経済』第11巻第11号(11月).
- 浜口恒夫 1972. 「独立後の農業問題と土地改革」中村平治編『インド現代史の展望』青木書店.

〈英語文献〉

- Ahluwalia, Montek Singh 1997. “New Economic Policy and Agriculture.” In *Indian Economy Update Vol.4*. eds. Raj Kapila and Uma Kapila. Academic Foundation.
- Ansari, Nasim ed. 1991. *Agrarian Structure, Land Reforms and Agricultural Growth in India*. New Delhi: Tata McGraw-Hills Publishing Company Limited.
- Appu, P.S. 1972. *Ceiling of Agricultural Holdings*. Ministry of Agriculture, Department of Agriculture, Government of India.
- 1973. “Unequal Benefits from Kosi Development.” *Economic and Political Weekly* Vol. VIII, No.24 (June 16).
- 1996. *Land Reforms in India: A Survey of Policy, Legislation and Implementation*. New Delhi: Vikas Publishing House Pvt. Ltd.
- Assadi, Muzaffar H. 1997. *Peasant Movement in Karnataka 1980-94*. Delhi: Shipra Publications.
- Bhalla, G.S. and Y.K. Alagh 1977. *Performance of Indian Agriculture: A Districtwise Study*. New Delhi: Sterling Publishers Pvt. Ltd.
- Bhalla, Sheila 1976. “New Relations of Production in Haryana Agriculture.” *Economic and Political Weekly* Vol.XI, No.13 (March 26).
- 1981. “The New Structure of Field Crop Labour in Haryana and Its Impact on the Poverty of Landless Agricultural Labour Households.” *Anvesak* June-December.
- 1991. “Recent Changes in Agrarian Structure and Some Implications for Land Reforms.” [Ansari 1991所収].
- Chadha, G.K. 1978. “Farm Size and Productivity Revisited: Some Notes from Recent Experience of Punjab.” *Economic and Political Weekly* Vol.XIII, No.39 (September 30).
- Chattopadhyay, S. 1979. “Operation Barga.” *Social Scientist* 8(3) (October).
- Dandekar, V. M. 1993. “Limits of Credit, Not Credit Limits.” *Economic and Political Weekly* Vol. XXVIII, No.39 (September 25).
- Dandekar, V.M. and Nilakantha Rath 1971. “Poverty of India.” *Economic and Political Weekly* Vol.VI, No.1 (January 2), No.2 (January 9).
- Das, Sukumar 2000. “A Critical Evaluation of Land Reforms in India (1950-1995).” In *Land Reforms in India: An Unfinished Agenda*. eds. B.K. Sinha and Pushpendra. New Delhi: Sage Publications.

- Desai, A.R. 1986. *Agrarian Struggle in India after Independence*. New Delhi: Oxford University Press.
- Eashvaraiah, P. 1985. *Political Dimension of Land Reforms in India*. New Delhi: Ashish Publishing House.
- Iyer, K.G. 1993. "Concealed Tanancy: Dilemmas of Share Croppers in Bihar." In *Bihar-Institutional Constraints: Land Reforms in India*. by B.N. Yugandhar and K.G. Iyer. New Delhi: Sage Publications.
- Joshi, P.C. 1971. *A Survey of Research on Land Reforms in India, Part I, General Survey: Major Problems, Approaches and Insights, Part II, Bibliography*. New Delhi: Indian Council of Social Science and Research.
- 1975. *Land Reforms in India: Trends and Perspectives*. New Delhi: Allied Publishers Pvt. Ltd.
- 1987. *Institutional Aspects of Agricultural Development*. New Delhi: Allied Publishers Pvt. Ltd.
- Judge, Paramjit S. 1999. *Social Change through Land Reforms*. Jaipur: Rawat Publications.
- Kahlon, A.S. 1984. *Modernisation of Punjab Agriculture*. New Delhi: Allied Publishers Pvt. Ltd.
- Khusro, A. M. 1973. *Economics of Land Reforms and Farm Size in India*. Madras: Macmillan India.
- Kotosky, G. 1956. *Agrarian Reforms in India*. New Delhi: People's Publishing House.
- Murty, C.S. 1998. *Land Lease Market in Agriculture*. New Delhi: Commonwealth Publishers.
- Nadkarni, V.M. 1987. *Farmers' Movements in India*. Ahmedabad: Allied Publishers Pvt. Ltd.
- Pani, Narendra 1984. "Reforms to Pre-Empty Change: Land Legislation in Karnataka." [Rajapurohit 1984所収]
- Parthasarathy, G. 2000. "The New Economic Policy, Rural Development and Land Reforms." [Sinha and Pushpendra 2000所収].
- Pushpendra 2000. "Liberalization and Agrarian Reforms: Some Recent Controversies." [Sinha and Pushpendra 2000所収].
- Rajapurohit, A.R. ed. 1984. *Land Reforms in India*. New Delhi: Ashish Publishing House.
- Rao, C.H. Hanumantha and Ashok Gulati 1994. "Indian Agriculture: Emerging Perspectives and Policy Issues." *Economic and Political Weekly* Vol. XXIX, No.26 (June 25).
- Rao, V.M. 1992. "Land Reform Experiences: Perspective for Strategy and Programmes." *Economic and Political Weekly* Vol. XXVII, No. 26 (June 27).
- Reddy, C. Siva Sankar 1997. *Politics of Land Reforms in India*. New Delhi: Radha Publications.
- Sandhu, P.S. and S.S. Grewal 1987. "The Changing Land Holdings Structure in Punjab." *Indian Journal of Agricultural Economics* July-September.
- Sen, A.K. 1962. "An Aspect of Indian Agriculture." *Economic Weekly*. Annual Number.
- Sinha, B.K. and Pushpendra eds. 2000. *Land Reforms in India: An Unfinished Agenda*. New Delhi: Sage Publications.
- Thimmaiah, G. and Abdul Aziz 1984. *Political Economy of Land Reforms*. New Delhi: Ashish Publishing House.
- Thirumalai, S. 1954. *Post-war Agricultural Problems and Policies in India*. New York: Institute of Pacific Relations.
- Thorner, Daniel 1956. *The Agrarian Prospect in India*. Delhi: University Press of the Delhi School of Economics.
- Thorner, Daniel and Alice Thorner 1962. *Land*

and Labour in India. Bombay: Asia Publishing House.

〈政府その他資料〉

Agenda Report. 正式名称は *Agenda Paper for the Conference of Revenue Ministers*. November 1986. Ministry of Agriculture, Government of India [Das 2000所収].

AICC Report. 正式名称は *Report of the Agrarian Reforms Committee*. New Delhi: All India Congress Committee. 1949.

Annual Report, 1994-95. Ministry of Rural Development, Government of India.

Appu Committee Report. 正式名称は *Report*. Planning Commission, Government of India, Task Force on Agrarian Relations. 1973.

CM Conference Agenda. 正式名称は *Chief Ministers' Conference on Land Reforms, Notes in Agenda*. November 1969. Ministry of Food & Agriculture, Government of India [Appu 1972所収].

CM Conference Summary. 正式名称は *Summary Record of the Chief Ministers' Conference held on November 28-29*. Ministry of Food & Agriculture, Government of India. 1969 [Appu 1972所収].

Election Manifesto of the Communist Party of India (Marxist). 1999.

Farm Management in India. Ministry of Food & Agriculture, Government of India. April 1966.

Land Reforms Panel Report. 正式名称は *Report of the Panel on Land Reforms*. Planning Commission, Government of India 1959.

Manifesto: Indian National Congress Lok Sabha Elections. 1999.

Rural Development Agenda. 正式名称は *Agenda Notes for the Conference of Chief Ministers on Rural Development*. October 9. Ministry of Rural Development, Government of India. 1992.

The First Five Year Plan. Planning Commission, Government of India.

The Second Five Year Plan. Planning Commission, Government of India.

The Third Five Year Plan. Planning Commission, Government of India.

The Fourth Five Year Plan. Planning Commission, Government of India.

【付記】 本稿は平成12年度「現代南アジアの政治社会構造と発展」研究会（主査：近藤則夫）の成果の一部である。

（アジア経済研究所研究コーディネーター）